

監査公表第22号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年3月5日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

監査結果の措置対象

健康福祉部（こども園）

八名こども園、新城こども園、城北こども園、作手こども園、舟着こども園、東郷西こども園、東郷中こども園、東郷東こども園

監査結果報告年月日

令和6年1月23日

監査結果に対する措置通知年月日

令和6年2月22日

講じた措置等の内容

健康福祉部（こども園）

【八名こども園、新城こども園、城北こども園、作手こども園、舟着こども園、東郷西こども園、東郷中こども園、東郷東こども園】

《意見1》

保育士の仕事の軽減と園児の安全管理に繋がるよう、こども園におけるDX化の取り組みを進めていただきたい。

《検討状況》

令和6年度中に登降園管理、保護者からの欠席連絡、お知らせ一斉配信等ができるシステムの導入を予定しております。

導入により、園児の登園確認や保育日誌の記載時間の短縮、また、保護者からの欠席連絡がアプリからできることで保護者の負担も軽減できると考えております。

《意見2》

外国籍の園児が今後増加していくものと思われる。様々な国籍の園児や保護者の方々が困ることがないよう準備を進めていただきたい。

《検討状況》

外国籍の保護者の方の負担になっていると思われる欠席連絡につきましては、令和

6年度導入予定のシステムを使用することにより、電話連絡からアプリ使用の連絡になるため、負担が軽減できると考えております。

また、便利な翻訳機能アプリをこども園に紹介したり、こども未来課よりポケットクを貸し出す等、日々の保護者との連絡がスムーズに行えるよう努めて参ります。

園の通信等も必要に応じて、市の通訳の方に翻訳依頼し、保護者の方に伝わるよう努めて参ります。

《意見3》

苦情への対応や不適切保育を起こさない取り組みについては、各園で園長を中心に職員間で検討され改善策や解決策が講じられている。今後とも園内外におけるコミュニケーションを大事にして、問題を発生させない、万一発生しても理解し合えるような関係作りに取り組んでいただきたい。

《検討状況》

「不適切な保育」や「子どもの人権」について、外部から講師を招き主査保育士、主任保育士を対象とした研修会を行いました。園長会におきましても、保護者や保育士とのコミュニケーションを大事にした関係作りを意識できるよう協議する機会を行っています。

今後も同様の機会を持ち、職員同士や保護者との間に信頼関係が構築できるよう努めて参ります。